

道路交通法における車両区分等について

車両区分等	歩行者	車 両			
		軽車両	原動機付自転車	自動車	
道路交通法の規定 (法第2条)	【みなし歩行者】 ・ 身体障害者用の車いす、歩行補助車等又は小児用の車を通行させている者 等 ※原動機を用いるものについては速度が6km/h以下であること等の基準を満たす必要がある。	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの	内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等以外のもの	
例	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者 車いす(シニアカーを含む。) 手押し車 小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車) 人力車 馬車 リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車(超小型モビリティを含む。) 自動二輪車 特殊自動車 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・セグウェイ ・ウイングレット ・立ち乗り電動スクーター(定格出力の大きさによる)  </div> 	
通行区分	歩 道 路側帯	車 道 路側帯 一部の歩道 (普通自転車のみ)	車 道	車 道 一部の歩道等 (公道実証実験中の搭乗型移動支援ロボットのみ)	車 道

※ 今国会に提出されている道路交通法の一部を改正する法律案では、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案して内閣府令で定めるものについても、軽車両に区分することとしている。